

(介護予防)訪問入浴介護事業所の管理者様  
 (介護予防)訪問看護事業所の管理者様  
 通所介護事業所の管理者様  
 (介護予防)通所リハビリテーション事業所の管理者様  
 (介護予防)短期入所生活介護事業所の管理者様  
 (介護予防)短期入所療養介護事業所の管理者様  
 (介護予防)特定施設入居者生活介護事業所の管理者様  
 介護保険施設の管理者様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

**令和8年度の「サービス提供体制強化加算」の届出における留意点について**

「サービス提供体制強化加算」については、国通知（老企第36号ほか）のとおり、原則として、「前年度」（4月1日から2月末日まで）の職員の割合の実績を基に、翌年度の算定の有無が決定されることから、毎年3月に「前年度」の職員の割合を計算し、必要に応じて届出を行わなければなりません。

ついては、令和8年度の「サービス提供体制強化加算」の算定について、下記事項に留意の上、適切に対応願います。

記

**1 職員の割合の確認方法**

毎年3月に当該年度の職員の割合を計算・確認する必要があります。

なお、事業所の前年度の運営実績が6月以上あるかどうかで、職員の割合の確認方法が異なります。（前年度の運営実績とは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間をいい、3月の見込みを含みます。）

**(1) 令和7年度に当該加算を算定している場合**

事業所の 前年度運営実績	職員の割合 の確認方法	確認の結果		体制届の 提出期限
		算定要件 (職員割合 )	体制届の 提出の要否	
6月に満たない 場合 (*1)	届出日の属する月の前3 月 (*2) の実績により算定 (常勤換算方法により算出した 平均)	下回る →算定不可	<u>提出必要</u>	速やかに
		下回らない →算定可	提出不要	
6月以上の場合 (*1)	前年度実績により算定 (4月から2月までの11ヶ月間 の常勤換算方法により算出した 平均)	下回る →算定不可	<u>提出必要</u>	速やかに
		下回らない →算定可	提出不要	

\*1：事業所の前年度運営実績は3月の見込みを含んで6か月あるかどうか確認。

\*2：令和8年度については、令和7年12月、令和8年1月、2月の3ヶ月間。

(2) 令和8年4月から新たに当該加算を算定する場合

事業所の 前年度運営実績	職員の割合 の確認方法	確認の結果		体制届の 提出期限
		算定要件 (職員割合 )	体制届の 提出の要否	
6月に満たない 場合 (*1)	届出日の属する月の前3 月 (*2) の実績により算定 (常勤換算方法により 算出した平均)	下回る →算定不可	提出不要	
		下回らない →算定可	<u>提出必要</u>	3月15日 必着 (*3)
6月以上の場合 (*1)	前年度実績により算定 (4月から2月までの 11ヶ月間の常勤換算方法によ り算出した平均)	下回る →算定不可	提出不要	
		下回らない →算定可	<u>提出必要</u>	3月15日 必着 (*3)

\*1：事業所の運営実績は3月の見込みを含んで6か月あるかどうか確認。

\*2：令和8年度については、令和7年12月、令和8年1月、2月の3ヶ月間。

\*3：介護保険施設（短期入所、特定施設含む。）の提出期限は、4月1日。

2 その他の留意事項

(1) 新たに加算を算定しようとする場合の注意点について

新規事業所や事業所を開設したばかりで、3月において事業所の運営実績が3ヶ月に満たない事業所等については、事業運営の開始後、4カ月目以降に届出が可能になります。

(2) 届出日の属する月の前3月により算定する場合の注意点について

届出日の属する月の前3月の職員の割合により当該加算を算定する場合は、届出を行った月以降においても、直近3ヶ月間の職員の割合について、毎月継続的に所定の割合を維持しなければ加算を算定し続けることはできませんので、その割合について毎月記録し、所定の割合を下回った場合は、直ちに体制届の提出が必要となります。

(3) 職員の所定の割合について

当該加算の算定要件である職員の所定の割合については、サービスにより異なりますので、各サービスの当該加算の算定基準を再度確認願います。

(4) 提出方法について

厚生労働省「電子申請届出システム」により提出願います。詳しくは、県ホームページを参照してください。

介護保険事業者指定手続きのオンライン化について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigodenshi.html>

担当：高齢福祉保健課介護サービス係  
電話：025-280-5193